

(別紙様式1)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：三重県
農業委員会名：御浜町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	告示及び、事務局窓口に備え付け
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約1～2週間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局窓口に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 26件、うち許可26件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時は事務局において書類及び現地を確認し、議案書事前送付時は地区農業委員によって総会までの間に現地確認を実施している。なお、会長の判断により、総会までの間に、地区農業委員全員もしくは農業委員全員での現地確認を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。また、議案書を事前に送付し、各農業委員において審査基準上の事前確認が行われ、審査基準上疑義が生じた場合は、事務局を通じて必要な協議等を行っている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	26件		
		不許可処分理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
	審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。		
	是正措置	-			
	処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)
是正措置		事務処理の事前周知を行う。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 36件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時は事務局において書類及び現地を確認し、議案書事前送付時は地区農業委員によって総会までの間に現地確認を実施している。なお、会長の判断により、総会までの間に、地区農業委員全員もしくは農業委員全員での現地確認を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。また、議案書を事前に送付し、各農業委員において審査基準上の事前確認が行われ、審査基準上疑義が生じた場合は、事務局を通じて必要な協議等を行っている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	事務処理の事前周知を行う。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		10 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		4 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		6 法人
	提出しなかった理由	作成中 6法人	
	対応方針	農地法第6条の規定に基づき毎年、事業年度の終了後3ヶ月以内に必ず報告させるよう指導する。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 6件	公表時期 平成28年 5月
		情報の提供方法:事務局窓口に備付け。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 36件	取りまとめ時期 平成29年 3月
		情報の提供方法:事務局窓口に備付け。	
	是正措置	—	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,617ha	整備方法 電算処理システムを導入し整備。
		データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ更新。	
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

※参考例 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 34件、うち決定 34件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	申請受付時は事務局において書類及び現地を確認し、議案書事前送付時は地区農業委員によって総会までの間に現地確認を実施している。なお、会長の判断により、総会までの間に、地区農業委員全員もしくは農業委員全員での現地確認を実施している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。また、議案書を事前に送付し、各農業委員において審査基準上の事前確認が行われ、審査基準上疑義が生じた場合は、事務局を通じて必要な協議等を行っている。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。
	是正措置	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,617 ha	183 ha	11.32 %
課 題	狭小で生産性の低い農地を始め、様々な状況により町内各地において農業後継者への継承や担い手への集積が行われないことなどによる耕作放棄地が増加してきている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		2月～3月	27人	4月～7月
	調査方法	全農業委員で地区別に調査地区を割当て巡回調査を行い、遊休化している場合は当該農地等の状況を詳しく確認し、地図等に記録している。これを基に所有者を割出し、今後の改善指導に向けた準備を行う。また、この調査の他にも日頃から巡回により調査をしている。		
	遊休農地への指導	実施時期: 随時		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		2月～3月	27人	7月～3月
	調査方法	全農業委員で地区別に調査地区を割当て巡回調査を行い、遊休化している場合は当該農地等の状況を詳しく確認し、地図等に記録している。これを基に所有者を割出し、今後の改善指導に向けた準備を行う。また、この調査の他にも日頃から巡回により調査をしている。		
	遊休農地への指導	指導していない		
		指導件数: 2件	指導面積: 0ha	指導対象者: 調査中
	遊休農地である旨の通知	件数: 623件	面積: 37ha	対象者: 297人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
	その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。		

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	未達成
活動に対する評価の案	農地の利用状況調査やパトロールにより図面上で、状況把握できているものには意向調査を送付して意向を確認し、遊休農地の有効活用につなげる。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	農家数	714戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	140戸	172経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	12法人			
課 題	農業従事者の高齢化、農業後継者不足等により農家人口が年々減少しており、認定農業者等の担い手を育成し確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成28年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	8経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	400.00%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	随時、各自参加する会議等の中で、認定農業者制度の周知を図る。	農業に関心を持つ企業等に対し、情報提供・支援等を行う。	農業に関心を持つ団体等に対し、情報提供・支援等を行う。
活動実績	随時、町・県・JA・改良区の会議等で顔を合わす機会において、町とともに各農業委員から若手農業者等への認定農業者制度の周知を図った。	各部会や会議、打合せ等の機会に応じ、特定農業法人制度の周知や普及を図る。	各部会や会議、打合せ等の機会に応じ、特定農業団体制度の周知や普及を図る。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	達成	達成	達成
活動に対する評価の案	積極的な認定農業者の獲得を行った。	部会や会議において検討を行った。	部会や会議において検討を行った。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1617ha	489ha	30.29%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農作物価格の低迷、獣害による被害と、農業経営に対する意欲が上がりにくい状況の中、担い手農家への農地の流動を図るのが困難な状況である。 農地が耕作放棄地になってしまう前に、いかに担い手へ優良な農地を集積していくかを模索している。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	9ha	180%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	あっせん希望者等の出し手と認定農業者等の受けての意向を十分に把握し、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。特に、生産性の高い柑橘園や基盤整備実施地域の水田等の優良な農地については、認定農業者等の担い手への利用権設定等速やかに進める。
活動実績	あっせん希望者等の内、出し手の申出において、生産性の高い柑橘園や基盤整備実施地域の水田等の優良な農地については、利用権設定等が速やかに行われた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	達成
活動に対する評価の案	計画した活動については、概ね速やかに行うことができている。ただし、耕作放棄された農地や生産性の低い農地等の申出については、厳しい農業事情から利用権設定等に至らず対応に苦慮している。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1617ha	0ha	0.00%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足問題等の影響を受け、遊休農地が増加傾向にある中、残土等の不法投棄等が起こらないよう、随時警戒しなくてはならない。 特に山間部においては、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちになる恐れがあることから、重点的な監視活動が必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	○違反転用の発生を未然に防ぐ 農地パトロール、県や土地改良区と連携を図りながら違反転用発生の未然防止に努める。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 農業委員等による日頃の監視の中で、違反転用の防止に取り組む。また機会あるごとに住民に対し違反転用が犯罪であることを周知していく。
活動実績	農地パトロールを実施し、違反転用の防止に取り組んだ。今後も違反転用が発生しないように農地パトロールを継続して行い、違反転用を未然に防いでいく。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	達成
活動に対する評価の案	農地パトロールを実施し、違反転用の防止に取り組んだ結果、違反転用を未然に防いでいる。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

(別紙様式1)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：三重県

農業委員会名：御浜町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	714
自給的農家数	186
販売農家数	528
主業農家数	140
準主業農家数	82
副業的農家数	306

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	795
女性	372
40代以下	33

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	172
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	3
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	301	989	-	-	0	1290
経営耕地面積	161	523	10	513	0	684
遊休農地面積	98	85	15	70	0	183
農地台帳面積	485	1132	-	-	0	1617

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 3 1 年 3 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	12
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	0
中立委員	-	17

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	4

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1617ha	489ha	30.24%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農作物価格の低迷、獣害による被害と、農業経営に対する意欲が上がりにくい状況の中、担い手農家への農地の流動を図るのが困難な状況である。 農地が耕作放棄地になってしまう前に、いかに担い手へ優良な農地を集積していくかを模索している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 496 ha (うち新規集積面積 7 ha)
活動計画	担い手への円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用、また各部会や会議等の場を通じて農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知していく。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	2 経営体	4 経営体	7 経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	人口減少により、新たに農業経営を営もうとする者が少ない。 農作物の価格の低迷による、農業経営の難しさが新規参入を困難にしている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	0 ha
活動計画	担い手育成に取り組んでいる農林水産課が、町が策定した農業経営基盤強化基本構想により、平成31年度までに認定農業者数を230経営と定めているため、農業委員会としても農林水産課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,617ha	183ha	11.31%
課 題	狭小で生産性の低い農地を始め、様々な状況により町内各地において農業後継者への継承や担い手への集積が行われないことなどによる耕作放棄地が増加してきている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地の解消を目指す必要がある。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	27 人	2月～3月	4月～7月
	調査方法	全農業委員及び最適化推進委員で地区別に調査地区を割当て、巡回調査を実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録している。これを基に所有者を割り出し、今後の改善指導に役立てる。 この他、日頃の巡回による調査を実施している。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～1月	11月～3月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,617 ha	0 ha
課 題	農業者の高齢化や後継者不足問題等の影響を受け、遊休農地が増加傾向にある中、残土等の不法投棄等が起こらないよう、随時警戒しなくてはならない。特に山間部においては、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちになる恐れがあることから、重点的な監視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

活 動 計 画	○違反転用の発生を未然に防ぐ 農地・ストロール、県や土地改良区と連携を図りながら違反転用発生の未然防止に努める。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 農業委員等による日頃の監視の中で、違反転用の防止に取組む。また機会あるごとに住民に対し違反転用が犯罪であることを周知していく。
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入